

平成 22 年 5 月 18 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2006～2009  
 課題番号：18530466  
 研究課題名（和文） 日本における社会事業の展開と女性の社会進出の相互関係における研究  
 研究課題名（英文） **A Study on the Relationship between the Development of Social Work and Women's Advance to Social and Public Sphere in Japan.**  
 研究代表者  
 今井 小の実（IMAI KONOMI）  
 関西学院大学・人間福祉学部・准教授  
 研究者番号：20331770

研究成果の概要（和文）：19 世紀末から 20 世紀にかけて、欧米ではフェミニズム運動の高揚を背景にして、女性が社会進出の一環として社会事業の専門化へ貢献したことをアメリカを例に検証し、日本においては同様の過程を歩みながらも、女性たちが社会進出の舞台として選んだ方面委員制度が法制化される段階で女性の採用に積極的だったストラスブルク制度導入とならなかったことがその分岐点となったことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

At first I demonstrated that women contributed to the professionalization of social work from the end of the 19th to the beginning of the 20th century in the Western world, exemplified by America, as they chose the context of women's liberation as the scene of their social activity.

Secondly, I showed that the turning point was whether or not the Starsburg system had been innovated into the legal system of Houmeniin because the Strasburg system was positive about including women's employment.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	400,000	120,000	520,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	2,100,000	480,000	2,580,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：社会事業史,女性の社会進出,女性史,専門職化,ソーシャルワーク,方面委員,エルバーフェルド制度,ストラスブルク制度,

#### 1. 研究開始当初の背景

19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて、社会事業の成立・展開に貢献したのは社会進出が限られていた女性たちであったことは、欧米、特にアメリカでは、1970

年代より盛んになってきた Women's Studies の影響もあり 80 年代以降、研究が蓄積され、両者の関係が明らかにされてきた。すなわち社会事業の専門職として登場したソーシャルワークは、当時、

社会進出の道が限られていた高学歴の女性たちが“female profession”として生み出したものであることが女性史のなかで位置づけられている (Evans, Sara Margaret. 1997. *Born for Liberty: A History of Women in America*: FREE PRESS PAPERBACKS. / DuBois, Ellen Carol/Dumenil, Lynn. 2005. *THROUGH WOMEN'S EYES: An American History WITH DOCUMENTS*: Bedford/St. Martin's)。しかしそのアメリカにおいてでさえ、その認識が福祉の歴史のなかではきちんと位置付けられておらず、社会事業の発展と女性の社会進出の相互関係については注目されてこなかった。

一方、ヨーロッパのなかでもドイツについては女性の社会進出と社会事業の展開における相互関係については、日本でも一定の研究成果が、女性史、社会福祉の分野に見られる (姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』勁草書房 1993 年/岡田英己子「A. ザロモン初期社会事業理論」『人文学報』(東京都立大学人文学部、第 310 号、2000 年 3 月)他、一連のザロモン研究/中野智世「社会福祉専門職における資格制度とその機能—「資格化」とボランティアリズムの間で—」望田幸男編『近代ドイツ=資格社会の展開』名古屋大学出版会、2003 年) ほか)。しかし未だドイツの社会福祉の歴史の中で正当な位置づけがなされているとはいえない状況がある。

このような欧米の状況に比し、日本においては、両者の関係に着目した研究、それ自体すら存在しないような状況があった。それは日本の社会事業の牽引者が主に男性であったという事情が影響している。したがって研究のテーマとして浮上してこないのもある意味、当然でもあった。しかし女性が社会事業の成立、展開に貢献した欧米を想起するとき、なぜ日本では男性主導の社会事業が展開され、女性は主体的にその過程に参加できなかったのかを問うことは、日本の社会事業を相対化する上で重要な点ではないだろうか。また現在においても社会福祉の専門職の評価があいまいな現実を考えると、既述のような欧米においては女性が専門職の確立に貢献したという状況は、その将来を展望する上でも非常に重要な意味を持つてくるのではないだろうか。

## 2. 研究の目的

このような背景と問題意識にたつて、今回の研究の目的は社会事業の発展と女

性の社会進出の間の関係を明確にし、他国との比較のなかで日本の福祉の歴史を相対化することにあつた。

具体的には、両者の関係を欧米、特にアメリカの歴史から検証したうえで、日本ではなぜ女性が社会事業の成立・展開に貢献できなかったのか、その理由を女性たちが社会進出の舞台として選んだ方面委員制度を媒介に明らかにすることであつた。

それは同時に日本における福祉系専門職の低い位置づけを解消し、真の専門職として確立するための展望を示すことにもつながっている。欧米で社会福祉の専門職が確かな評価を得ている背景には、それに貢献した女性たちの存在があるからである。

さらにマクロ的な視点にたち、社会事業の次の段階である現在の社会福祉を再検討し、従来の社会福祉が固定化してきたケアラーとしての女性の位置づけを払拭し、主体的な女性をベースにして、今後の社会福祉の在り方を展望していくという巨視的な目的も設定した。

## 3. 研究の方法

アメリカの状況の把握ではアメリカ女性史の文献と社会福祉の最新の研究を入手して、女性の社会進出と社会事業の交差点を明らかにするという方法をとった。また日本の方面委員と女性の社会進出の関係については、方面委員制度の先行研究、現在の女性史の先行研究を踏まえたうえで、当時の社会事業系の雑誌、婦選獲得同盟の機関紙のレビューを行い両者の関係を追究した。その分析の際にフィルターとして方面委員制度がモデルとしたドイツの救貧制度を設定した。なぜなら法制化された方面委員制度のモデルの一つはドイツのエルバーファルト制度といわれているが、当時ドイツではすでにその限界が指摘され、改良したストラスブルク制度 (現フランスのストラスブルク市) の方が好評だったからであり、しかも同制度は女性の採用に積極的であり女性の社会進出に貢献したと評価されるからである。また同制度はソーシャルワークの専門化にも寄与したとされている

(辻英史「19 世紀後半ドイツ都市における「共和主義」理念と公的救貧事業の展開」『立正史学』2007 年 3 月、第 101 号/中野智世 Familienfrsorge zwischen Sozialbrokratie und persnlicher Hilfe. Frsorgepraxis in der Weimarer Republik, dargestellt am Beispiel der Dsseldorfer Familienfrsorge. Technischen Universitt Darmstadt,

Fachbereich 2, Gesellschafts- und Geschichtswissenschaften (博士論文、2007年3月提出)。

そして日本でも方面委員制度が法制化される際にこのストラスブルク制度の導入を主張する議論が登場する。しかし結果的には実らず日本の方面委員制度はエルバーフェルト制度の方を選んで制度化されたのである。そこで女性の雇用を促進し専門職化に貢献したストラスブルク制度の導入の是非が、日本では男性主導で戦前の社会事業が展開されていく分水嶺ではなかったのかという仮説をたてた。

この仮説を実証するために、ドイツの救貧制度についても検討し、現地へ赴き、エルバーフェルト、ストラスブルク制度の当時の史資料収集を行った。また将来を展望するために現在の社会福祉行政についても明らかにする必要から、両制度を生み出したそれぞれの現在の市役所にて実際に福祉行政を担っている担当者にインタビューを行い、歴史的な経緯が現在の政策にどのように影響しているのか、検討を加えた。

#### 4. 研究成果

従来、アメリカの女性史研究では女性の社会進出の舞台として社会事業があり、その発展に貢献してきたということは知られていた。またアメリカの福祉史でも社会事業の実践者、理論家として女性の名前が既述されてきた。しかし両者の研究が交わることはなく、したがって男女の“平等”に研究の関心が置かれる女性史と、女性の“差異”に注目してきた福祉の歴史はそれぞれ孤立したままで、前者に必要な女性の生活者としての一面、そして後者に必要な女性を主体的にとらえるという認識は希薄なままだったのである。

今回、代表者はアメリカのフェミニズム研究と社会福祉研究の成果を有機的に結び付け、ジェンダー史学会(2006年第3回大会、2009年第6回大会)と社会福祉系の学会(社会事業史学会2007年第9回、2009年第11回)で報告することによって、今後の両者の研究の融合に向けて一歩、歩をすすめることができたと考えている。なおその成果は論文として発表もしている(2009年『評論・社会科学』)。

また日本の状況における研究においては、まずは方面委員制度のモデルの一つとされたドイツのエルバーフェルト制度、そしてその後導入の是非が検討されたストラスブルク制度について先行研究、収集した史資料を検証し、女性の社会進出、専門職の創設という視点から整理しなお

した。その上で、方面委員制度が制度化される際に女性の採用に積極的であったストラスブルク制度を導入する主張が登場し、その議論が活発に行われたことを検証し、同制度の導入の是非が日本の社会事業の在り方を決するターニングポイントであったことを明らかにした(2009年『Human Welfare』創刊号)。それは日本の社会事業の歴史がアメリカのみならずヨーロッパ、つまり広く西洋のフェミニズム運動の歴史とも深くかかわっていることを意味しており、今後の福祉の歴史研究に新たな課題と可能性を提示できたと考えている。

その一方で、女性の側から社会事業界への参入の動機を明らかにするために、当時の有名な女性評論家、運動家たちの活動と思想を明らかにし、彼女たちが社会事業を社会進出の舞台へと想定していく背景を検証した(平塚らいてう、山川菊栄、山田わか、奥むめお)。

さらに2009年9月にはストラスブール市にある(広域)都市共同体(Communauté urbaine)事務所の連帯・厚生関連事業部(Direction des solidarités et de la santé)の部長(Directeur)、Philippe Cornec氏とのインタビューの機会を得ることができた。具体的な内容は(1)ストラスブール市の概況と(広域)都市共同体の位置づけ(2)組織、機能、予算(3)重点事業と最近の動向RMIとRSA(4)民間組織との連携について(5)女性の参入についてで、インタビューはこれら、あらかじめ依頼した質問に対して用意された資料をもとにした説明を中心に進められた。このインタビューで得た情報、資料をもとに、現在の同市の社会福祉行政の在り方、女性の状況についても検討を行い、その成果の一部を論文として発表した(2010年『Human Welfare』第2号)。なおこのインタビューの残りの成果については今後、第二段として報告する予定である。

また日本の方面委員制度がモデルとしたドイツのエルバーフェルト制度(現ヴッパータール市)の発祥の地である現地でもインタビューを実施した(2008年9月)が、それがきっかけとなり同市市長舎で2009年5月約2週間、在独日本人代表の市民団体によって当時の方面委員制度、そしてその後身である民生委員制度についてのパネル展示を実施できた。現在ヴッパータール市ではボランティアの衰退が著しく、いわゆるエルバーフェルト制度自体も1997年に消滅しており(市役所社会福祉担当者Krautmacher Marianne氏)、日本で民生委員制度とし

て今なお、同制度が存続していることは同市の職員の方にとっても大きな関心事であり、展示会にも協力的であった。したがって小さな展示会ではあったが、この試みがボランティアの復興につながればとの願いも込められており、日本の方面委員のモデルとなったエルバーフェルト制度発祥の地に、約1世紀の時を経て日本から発信できた意義は決して小さくないと考える。同時にこのことは、この研究が歴史研究、フェミニズム研究だけにとどまることなく、現在の社会福祉の重要な部分を担う地域福祉の在り方へも提言できる可能性を示唆している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 今井小の実「[調査報告] ストラスブルの社会福祉行政(1)」(35-47p)、2010.3.10、『Human Welfare』第2巻第1号、査読無
- ② 今井小の実「方面委員制度とストラスブルク制度—なぜエルバーフェルトだったのか—」(5-18p)、2009.3.10、『Human Welfare』第1巻第1号、査読無
- ③ 今井小の実「女性の社会進出と社会事業の専門職化—アメリカの“ソーシャルワーク”の誕生を通して—」(29-50p)、2009.1.30、同志社大学社会学会『評論・社会科学』第87号、査読無
- ④ 今井小の実「男女共同参画社会の実現にむけて—女性福祉が問われる視点—」(121-136p)、2007・3、『大阪体育大学紀要』第4号、査読無
- ⑤ 今井小の実「社会運動としての社会福祉—奥むめおの活動を通して—」(1-28p)、2006.12、『キリスト教社会問題研究』第55号、査読無

[学会発表] (計5件)

- ① 今井小の実「婦人方面委員とストラスブルク制度」、2009.11.29、ジェンダー史学会第6回大会、立教大学(池袋)
- ② 今井小の実「方面委員制度とドイツの救貧制度—婦人方面委員の採用に着目して—」、2009.5.9、社会事業史学会(第11回)、東洋大学
- ③ 今井小の実「社会事業の専門職の成立と女性の社会進出—アメリカのソーシャルワーク誕生を通して—」、2007.5.19、社会事業史学会(第9回)、

筑波大学

- ④ 今井小の実「女性・家族政策の歩みと展望」第5回日本社会福祉学会「政策・理論フォーラム：福祉政策・理論の源流と展望」、2007.6.24、日本社会福祉学会(招待シンポジスト)、吉備国際大学
- ⑤ 今井小の実「女性の社会進出と社会事業—新婦人協会とアメリカ社会事業の展開を通して—」、2006.11.26、ジェンダー史学会第3回大会、津田ホール

[図書] (計2件)

- ① 今井小の実、ミネルヴァ書房、室田保夫編著、『人物でよむ 社会福祉の思想と理論』、2010年1月、262p、今井担当、第8章「平塚らいてう—女性福祉思想の源流をたどる—」(69-75p)、第11章「山川菊栄—働く女性へのまなざし—」(91-97p)、「第II部〈解説〉」(128-134p)、「コラム」「ウェブ夫妻と日本」(90p)、「コラム」「ジェーン・アダムズと日本の女性運動」(156p)。
- ② 今井小の実、ミネルヴァ書房、室田保夫編著、『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』、2006年、第II部第6章「山田わか」(163-169p)/第10章「奥むめお」(192-198p)/第II部〈時代的背景〉(122-126p)/コラム「社会福祉とジェンダー」(148p担当)

[その他]

ホームページ等

- ① 2009年5月18日~24日ドイツ・ヴッパータール市市長舎における展示会への研究成果の一部の出席。市民団体「独日平和会」(カトリック系の市民によるボランティア組織・代表; 椎川リエ氏)によるヴッパータール(旧エルバーフェルト市)市で行われた展示会(テーマ「平和と希望」)で、日本の方面委員制度の研究成果、現在の民生委員の活動についてパネルを出展した。

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

今井 小の実 ( IMAI KONOMI )

関西学院大学・人間福祉学部・准教授

研究者番号：20331770